

金融庁 金融審議会 金融制度スタディ・グループ 御中

『「決済」法制及び金融サービス仲介法制にかかる制度整備
についての報告《基本的な考え方》』
に関する意見

2019年5月29日
一般社団法人Fintech協会
代表理事 丸山弘毅

- **イノベーションの促進・新規事業者の参入促進という主旨にもとづいた、継続検討をお願いいたします。また、事業者のビジネスモデルへの配慮から、本報告以降の具体的検討において、事業者や事業者団体を加えた議論・検討をお願いいたします。**
- **検討の結果、主旨である新規参入事業者（およびサービス利用者のメリット）と、規制対応が増加する既存事業者（およびサービス利用者への影響）とのバランスを欠くことがないよう留意いただくよう、お願いいたします。**
- **規制範囲が過度に広がることや、法令対応による社会コスト増加により、イノベーション促進に向けた企業活動の萎縮や、キャッシュレス推進の停滞につながらないよう配慮をお願いいたします。**

背景

- 2018年11月未来投資会議「経済政策の方向性に関する中間整理」において、機能別・横断的な法制への見直しとして、以下の記述があります。
「個人・事業者がより便利な条件で金融・商取引サービスが可能となるよう、現在の業態ごとの関連法制を同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制へと見直し、**新規事業者の参入を促進する**。来夏までに、フィンテック事業者を含む様々な主体が新たなサービスを提供している決済分野等を中心に、基本的考え方の整理を行う。」
- 加えて、同資料において機能別・横断的な法制の見直しの前段として、以下の記載があります。
「①フィンテック/キャッシュレス化：「**誰でもどこでもキャッシュレス**」（目指す絵姿）
生活のあらゆる場面において、現金に依存することなく、簡単に、安く、安全に支払・送金ができる。また、個人の消費情報等を自動的に収集・管理することで、セキュリティを確保しつつ、家計管理や貯蓄、個人ローン等を選択でき、自らのニーズにあったサービス提案を受けられる。（略）企業においては、データ連携及びフィンテックサービスの外部調達を通じてバックオフィス業務が自動化・効率化される。自社の財務状況の見える化による経営判断の合理化及び迅速化が可能になり、新たな信用情報を基にした資金調達が可能になる。安価で簡便な決済システムの開発・普及により、決済手数料の負担感がなくなる社会を目指す。」

資金移動業の利用促進の観点から、報告書案で示された事項については以下の点の検討が必要です。

Fintech事業者の要望事項

1. 【第1類型】高額送金の新類型については、過度に厳しい滞留制限となれば、参入事業者、利用者が極めて限定され、事業実施が困難となるため、詳細の制度設計に当たっては、現に海外等で運用している事業者や今後参入することが見込まれる事業者等を含めて議論し、共に意義ある制度を作っていけるような枠組みを構築していただきますようお願いいたします。
2. 【第2類型】既存類型については、未来投資戦略等におけるこれまでの議論を踏まえ、100万円上限の緩和について継続検討課題とすることが必要不可欠です。受入上限額については、既存類型でも事業者向けの送金（複数先への一括送金）を対象とするものもあり、法令で受入上限額を形式的に設定することは適切ではないと考えます。
3. 【第3類型】少額の新類型については、「少額」の定義次第では利用可能性が極めて限定されるため、取扱上限や受入上限の設定を慎重に決定し、行為規制の緩和が事業の促進に見合うものとする必要があると考えます。
4. 【保全方法等】既存・少額事業者にとって過大な負担となる懸念があるため、事業者の規制対応コスト（およびサービスへの影響）も考慮し現状で行われている保全方法等は残したうえで、選択肢を広げる方向での検討をお願いいたします。
5. 【他社からの送金の受領】受領者のアカウント残額により送金実行不可とすることは、送金時に受領側のアカウントの残額確認を要する、送金不可となり必要な送金が適時に実施できない等、利用者の利便性が著しく劣ることからも、当該対応にシステムコストがかかることから適切ではないと考えます。上限を上回る送金が行われた場合には、適切に引き出すことを促すといったことにより解消させることを検討すべきと考えます。

前払式支払手段のユーザへの悪影響が及ぶ規制変更は適切ではないと考えます。

Fintech事業者の要望事項

1. 利用者資金の保全の見直しについては、例えば資金移動業の送金上限額を超えるような高額の場合を除き強く反対します。リスクベースの観点では、キャッシュアウトができない前払式支払手段において、資金移動業と同程度の保護が必要とは考えられません。
2. 保全部増加により相当な財産保全コストが生じ、結果、現状と同様のサービスが提供できなくなると想定されます。事業コスト増大により、利便性があるサービスが提供できない事業者が激増し、電子マネー・ポイント利用者の期待に反することは、キャッシュレス推進の政府目標に反し適切でないと考えます。

収納代行の規制によるプラットフォームビジネス等による社会発展への悪影響を回避すべきです。

Fintech事業者の要望事項

1. 収納代行に対して規制を導入することには強く反対します。プラットフォームビジネス、特に CtoC (PtoP) のビジネスモデルや寄付型・購入側のクラウドファンディングなどについて、取引相手に対して金融機関の口座情報を通知しないことにより、安全・安心な取引の基礎を担保するという意味合いがあります。これは、利用者間の紛争防止、適切な取引の実行にあたり必要な仕組みであり、低い事業コストでこのような仕組みを提供できることは利用者にとっても重要なメリットとなります。
2. プラットフォームビジネスを現に営む事業者が支払方法として収納代行を行うことについては、仮に消費者が債権者となる場合であっても、規制の必要性は高くなく、こうしたビジネスモデルについては規制の適用を回避すべきであり、送金行為の潜脱となっているようなケースのみを規制対象とすべきと考えます。(なお、これらの事業者の中には、新たな体験・付加価値を生み出しているベンチャー企業等も含まれます。仮に、参入当初から金融規制で多くの事業コストを要することになると、資金調達や事業参入が困難となり日本国内のデジタルビジネス市場の発展が阻害される原因にも繋がりと見做されます。)

仲介法制のあり方について、報告書案で示された事項については以下の点の留意が必要です。

Fintech事業者の要望事項

1. 「指図の伝達」について、例えば預金口座の開設等、為替取引の指図と同様に仲介業者の影響が低いものも存在することから、代理・仲介業のみならず、電子決済等代行業と類似する制度を預金等可能な範囲で拡張することも検討をお願いいたします。
2. 所属制を緩和する場合の弊害防止措置として、取扱可能な商品・サービスについて利用者保護上のリスクが相対的に低いものに限定するとの点については、これ以外の弊害防止措置も選択しうるようにした上で、またそもそもリスクが相対的に低いものをあまりに限定的に考えないようにすることが必要です。
3. 仲介業者のインセンティブについて、平成30年5月金融庁総務企画局「銀行法等に関する留意事項について（銀行法等ガイドライン）」で示された考え方を変更するものではないことを明らかにしていただきたいと考えます。
なお、プラットフォームは、サービス利用者（例えば、通信販売の購入者である消費者やサービスを受ける金融機関の口座開設者等）の満足を得るためのサービス競争を最大の目標として、市場アクセス等を有することを利用して、サービス提供者（例えば、通信販売の場合の小売店、金融商品では金融機関）からコストを徴収することも多くあります。サービス提供者（店舗や金融機関）がプラットフォームに指図を行う立場にない一方、プラットフォームのインセンティブとして報酬支払を行わないサービス利用者（消費者/口座開設者）増加が重要となる場合が多いことも踏まえた検討をお願いいたします。